

## 債権者説明会開催のお知らせ

平成30年8月9日

債権者各位

破産者 株式会社朽木ゴルフ倶楽部

破産管財人 弁護士 小松 陽 一 郎

株式会社朽木ゴルフ倶楽部（本店所在地：滋賀県高島市朽木宮前坊67番地の212。以下「朽木GC」といいます。）は、平成30年8月9日付けで、大阪地方裁判所に対して自己破産の申立てを行い、同日午前11時00分、破産手続開始決定がなされ（大阪地方裁判所 平成30年（フ）第3333号）、当職が朽木GCの破産管財人に選任されました。

つきましては、朽木GCが破産手続開始申立てを行うに至った経緯等について、債権者の皆様にご説明差し上げたく、下記のとおり債権者説明会を開催いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご出席頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

ご出席頂ける場合は、迅速な本人確認のため、別途郵送されます「破産手続開始等の通知書」（ゴルフ会員の方は「重要なお知らせ」との表題のハガキ）をご持参頂けると幸甚です。なお、債権者説明会には、出席されなくても、出席された方と比べて破産手続上不利益に扱われることはありません。また、債権者説明会でご報告した内容については、後日、本ホームページにおいても、掲載予定です。

記

### 【債権者説明会の日時・場所】

日時 平成30年8月25日（土）13時～15時（開場12時30分）

場所 京都商工会議所 3階講堂（〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル）

- \* 本破産手続に関する問合せは、会場ではなく、管財人室コールセンターにご連絡ください。
- \* 混雑が予想されますので、当日は、公共交通機関をご利用下さい。

今後、本破産手続については、本ホームページにおいて随時情報をご提供するとともに、債権者の皆様をはじめとする関係者各位のご質問等につきましても、コールセンターを設置して個別にご対応しております。

本件に関するご質問等につきましては、下記朽木ゴルフ倶楽部破産管財人室コールセンターまでお問い合わせ下さい。

記

### 【朽木ゴルフ倶楽部 管財人室 コールセンター】

電話番号 06-6221-3358（\*お掛け間違いなきようお願いいたします。）

受付時間 月～金（土日祝除く） 午前10時～午後5時